

金沢市物価高騰緊急対策福祉施設等光熱費補助金について

(障害福祉サービス事業所等)

金沢市障害福祉課

1. 趣旨

物価高騰に対する緊急対策として、本市の福祉施設等に対し光熱費に係る補助を行います。

2. 対象事業所・補助金額等

- 補助対象者は、令和7年7月1日時点（基準日）において、障害者総合支援法等に基づき金沢市内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する事業者とします。
- 今回申請のサービス種別毎の補助上限額は下表に掲げる額とします。光熱費の実績額が補助上限額を下回る場合は、実績額を補助額（1万円未満切捨て）とします。
- 光熱費は、電気料金・ガス料金・灯油代とします。

区分	サービス種別	定員	補助上限額
障害福祉サービス事業所等	<ul style="list-style-type: none">・居宅介護（重度訪問介護、同行援護及び行動援護を含む。）を行う事業所・就労定着支援を行う事業所・自立生活援助を行う事業所・移動支援（重症心身障害児・者移動支援及び医療的ケア児移動介護支援を含む。）を行う事業所・訪問入浴サービスを行う事業所・計画相談支援（地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談を含む。）を行う事業所・保育所等訪問支援を行う事業所・居宅訪問型児童発達支援を行う事業所・道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2項に規定する福祉有償運送を行う事業所		10,000円
	<ul style="list-style-type: none">・療養介護を行う事業所・生活介護を行う事業所・自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う事業所・就労継続支援（A型・B型）を行う事業所・就労移行支援を行う事業所・日中一時支援を行う事業所・地域活動支援センター・児童発達支援を行う事業所・放課後等デイサービスを行う事業所	21人未満	20,000円
	<ul style="list-style-type: none">・短期入所（空床型を除く。）を行う事業所	21人以上	40,000円

	・共同生活援助を行う事業所 ・障害者支援施設 ・福祉ホーム ・障害児入所施設（医療型・福祉型）	30人未満	170,000円
		30人以上	300,000円

【申請上の注意事項】

- 同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合は、合わせて1事業所とします。
(多機能型事業所以外については、別紙「多機能型以外の同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合」を参考にしてください。)
- 共同生活援助（グループホーム）を行う事業所の住居追加分は、本体住居と合わせて1事業所とします（定員数を合算）。
- 補助事業者の運営している福祉施設等のうち、障害者総合支援法等により指定の取消し、その他これらの類する処分を受けた場合、又は、令和7年7月1日時点において運営を休止している場合は、当該福祉施設等にかかる補助金は交付対象外となります。
- 介護保険法に基づくサービスの指定を受けている福祉施設等については、同様の補助を実施していますが、別途申請が必要になります（申請先：金沢市介護保険課）。

3. 申請手続

申請は、事業者（運営法人単位）です。複数の障害福祉サービス事業所等を運営する法人は、とりまとめてご提出ください。

（1）申請方法

原則、電子申請システムで申請書と請求書、添付書類を提出してください。

<https://tizk.graffer.jp/city-kanazawa/smart-apply/apply-procedure/4263026390530018294>

（2）提出が必要な書類

①申請書（記載例を必ずご確認ください）

②添付書類

光熱費の実績額の支出が確認できるもの：

光熱費にかかる総勘定元帳、領収書(写)、通帳(写)など

対象期間：令和7年7月1日～令和7年9月30日分



- ※ 領収書（写）など支払金額及び支払済みであることを確認できる書類には、対象経費の額を確認するため、**マーカーやメモ書き等で該当箇所を明示**してください。当該書類に対象外の経費が含まれている場合は、内訳書等を添付してください。
- ※ 複数のサービス種別が違う事業所で、請求が一括となっている場合は、経費の按分表を添付してください。

③請求書

(4) 申請書の審査

- ・申請書の記載内容について、担当者から確認のご連絡をさせていただく場合があります。
- ・申請書の審査の結果、補助金の交付が決定した場合は、補助金交付決定及び額確定通知書を電子メールで申請者あてに送付します。

(5) 補助金の支払い

申請受付から支給までは2か月程度を予定しています。2か月を経過しても振り込みがない場合は、以下までお問合せください

4. 申請期間

令和7年10月31日まで(※申請書類一式は原則電子申請システムでご提出ください)

5. 関係書類の保存について

当該補助金に係る関係書類（電子データを含む）は、5年間（令和12年10月31日まで）の保管をお願いいたします。

6. お問い合わせについて

電話でのお問い合わせが混み合う可能性があるため、ご不明点などは電子メールにてお問い合わせくださるようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

金沢市障害福祉課事業者管理係 金川・荒木

電話：076-220-2289 FAX：076-232-0294

電子メール：syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

「多機能型事業所以外の同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合」

以下の同一枠内の事業を同一所在地で提供している場合は、合わせて1事業所とします。

上限額が違う場合、上に書いてあるサービスの方が上限額が高いサービスです。

- ・居宅介護（重度訪問介護、同行援護及び行動援護を含む。）を行う事業所
- ・移動支援（重症心身障害児・者移動支援及び医療的ケア児移動介護支援を含む。）を行う事業所
- ・訪問入浴サービスを行う事業所

- ・児童発達支援を行う事業所
- ・放課後等デイサービスを行う事業所
- ・保育所等訪問支援を行う事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援を行う事業所

- ・生活介護を行う事業所
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う事業所
- ・就労継続支援（A型・B型）を行う事業所
- ・就労移行支援を行う事業所
- ・日中一時支援を行う事業所
- ・就労定着支援を行う事業所

- ・短期入所（空床型を除く。）を行う事業所
- ・日中一時支援を行う事業所

- ・児童発達支援を行う事業所
- ・放課後等デイサービスを行う事業所
- ・日中一時支援を行う事業所